政令 No.399/2026/ND-CP
2027 年 1 月 1 日から適用される、労働契約に基づき就労する労働者の最低賃金に関する規定

2026 年 11 月 2 日、ベトナム政府は政令 No.399/2026/ND-CP（2027 年 1 月 1 日施行）を公布しました。同政令は政令 No.293/2025/ND-CP に代わり、労働契約に基づき就労する労働者に適用される月額最低賃金および時間額最低賃金を定めるものです。これにより、月額最低賃金および時間額最低賃金は、現行から地域により約 7.3％～9.2％引き上げられます。具体的な金額は次のとおりです。

地域	月額最低賃金（単位：VND／月）		時間額最低賃金（単位：VND／時間）	
	現行	2027 年 1 月 1 日から	現行	2027 年 1 月 1 日から
I	5,310,000	5,700,000	25,500	27,400
II	4,730,000	5,080,000	22,700	24,400
III	4,140,000	4,450,000	20,000	21,400
IV	3,700,000	4,040,000	17,800	19,400

したがって、2027 年 1 月 1 日以降、雇用者は、現行の賃金表における最低の賃金額が新しい最低賃金を下回る場合、賃金表を見直す必要があります。また、失業保険料の算定基礎となる月額賃金の上限額および労働者の休業期間中の賃金も、新しい最低賃金に基づいて改定されます。

以上

HA NOI HEAD OFFICE
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung Ward, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

DANANG OFFICE
Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE
5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang,
Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468